

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

<p>事故の概要</p>	<p>平成29年6月28日、午前8時55分頃、君津市宮下2丁目23番1地先で発生した交通事故。 本市所有の粗大ごみ収集車がUターンしようとしたところ、後方から追い越そうとした相手方所有のバス（コミュニティバス）の左側前方に接触し、損害を与えたもの。</p>
<p>和解の相手方</p>	<p>木更津市新田1丁目4番4号 日東交通株式会社 取締役社長 小宮一則</p>
<p>和解の条件</p>	<p>君津市は、本件事故に関する損害賠償金として、相手方に対し、相手方の損害485,032円のうち、436,529円を支払う。 相手方は、本件事故に関する損害賠償金として、君津市に対し、君津市の損害268,000円のうち、26,800円を支払う。 君津市及び相手方は、このほかの請求権を放棄する。</p>
<p>専決年月日</p>	<p>平成29年8月21日</p>

平成29年9月4日提出

君津市長 鈴木 洋 邦